

FC BAJELVO那須烏山 規約

【目的】

第1条 サッカーというスポーツ活動を通して、青少年の健全な育成と望ましい人格の形成、郷土を愛する心情の育成を図る。また、その目的を達成するために、参加するクラブ員、保護者、関係者との豊かな友好関係を築き、地域社会に根ざした組織を運営していく。そして、他種別・他種目のスポーツクラブとの連携を図り、総合型スポーツクラブの設立を目指す。

【名称】

第2条 本クラブの名称を「フットボールクラブBAJELVO那須烏山」、
(略称 FC BAJELVO 那須烏山) とする。

【入団資格】

第3条 1種：本クラブの趣旨に賛同し、クラブに貢献できるものとする。
4種：本クラブは那須烏山市に在住する1年生以上の児童を対象とする。
2 4種：上記に該当しない児童であっても、元の所属チームが了承し、地区連盟の承認の有る者で代表が認めた児童。また、規約の趣旨に賛同する保護者の承諾を得た者。

【退会】

第4条 本クラブを退会する場合は、退会届を提出し正式な退会の手続きを取る。

【活動】

第5条 目的達成のため次の活動を行う。
2 本クラブが計画的に実施する技能向上を目的とした練習。
3 各種大会への参加。
4 本クラブが行う活動（ボランティア活動、エスコートキッズなど）

【役員】

第6条 次の役員を置く。
代表 1名 事務局 若干名 顧問 若干名

【役員を選出・任期】

第7条 役員は総会において決定し、任期は1年とする。兼任・再任は妨げない。
2 事務局を追加する場合のみ、代表が選出し保護者に通知すれば可とする。

【役員の仕事】

第8条 役員は次の業務にあたる。
2 代表は本団体の全体の業務を統轄し、活動の運営にあたる。
3 事務局は、本団体の関係文書の保管・整理と連絡・通知等の事務的処理を行う。また、各種大会の登録業務を行い、運営上の各種手配をおこなう。事務局の中から会計担当者を選出し本クラブの会計業務を行う。
5 顧問は、他の役員、指導者に助言を与える

【指導者】

第9条 指導者は、望ましいスポーツの理念に基づき練習内容や試合日程などを計画し、一人一人に将来性のある技能向上とフェアプレイ精神の指導を行う。また、新しい指導者の発掘育成を行う
2 指導者の中に総監督1名・コーチ若干名・アドバイザー若干名を組織する。
3 総監督は指導者の最高責任者として練習内容や試合メンバー等の決定を行う。
4 コーチは、総監督を補佐し技術面での指導にあたる。
5 総監督は代表が任命し総会で承認をえる。
6 コーチ・アドバイザーは役員会で選考し保護者に通知する。

【審判部】

第10条 審判部は審判員の技術向上と、新たな審判員の発掘育成を行い、各種大会に審判員を派遣する。
2 審判部は審判部長・審判員で組織する。

- 3 審判部長は審判部の責任者として、審判員の指導助言を行う。
- 4 審判員は各種大会・練習試合で帯同審判員の任につく
- 5 審判部長は代表が任命し総会で承認を得る。
- 6 審判員は役員会で選考し保護者に通知する。

【会 議】

- 第11条 年1回代表が総会を招集開催し、事業報告・決算報告・事業計画・予算案について協議し、承認を取る。
- 2 役員・監督・審判部長・正副保護者会長で、役員会を適宜（毎月）開催し、活動計画を協議するまた、総会への提案事項を協議する。必要があれば、学年幹事の参加を求める事ができる。
 - 3 指導者は指導者会議を適宜開催し、具体的指導事項等の詳細を協議する。
 - 4 審判部は、審判部会議を適時開催し必要事項の検討を行う。

【サポーター会】

- 第12条 クラブの活動を円滑に行うよう、クラブ員の保護者および地域の賛同者（協賛金一口1,000円）によりサポーター会を組織する。また、会員相互の親睦交流が図れるようにする。
- 2 サポーター会には次の役員を置く。選出は総会で行い、任期は1年とする。再任は妨げない。
サポーター会長 1名 サポーター副会長 1名
 - 4 サポーター会は役員会の依頼により活動の援助を行い、相互協力しながら試合等での援助や厚生面での支援を行う。
 - 5 サポーター会各会員はクラブ員への適切なアドバイスを行う。試合等では応援のみに限定し、試合メンバーや指導内容に関しては言及しない。

【会 費】

- 第13条 1種：
4種：1・2年生は月額500円（年間6,000円）、3年生は月額1,000円（年間12,000円）とし、5月と11月の2回に分けて徴収する。4・5・6年生は月額2,000円（年間24,000円）とし、5月・9月・1月の3回に分けて徴収する。
- 2 会費の支出は、チーム登録費・会場整備費・大会参加費・輸送費・飲食費・指導者食糧費・指導者謝礼・事務通信費・慶弔費等に充てる。
 - 3 4種：全学年とも備品費1,000円（年1回）を第1回目の徴収日に集める。備品費は必要な物品の購入に充てる。
 - 4 4種：年度末から新年度初めにかけてのスポーツ安全保険費及びチーム登録費関係の支出のため、会費とは別に基金を設け、これに充てる。基金は1口2,000円とする。
 - 5 4種：定められた納入期限を1ヶ月過ぎても会費の納入が確認できない者には会計が『納入計画書』の提出を求め、2週間以内に提出しない者や納入計画書の内容を順守しない者は自動的に退会とする。
 - 6 4種：代表が必要と認め、役員会が承認した児童は半額まで会費を減ずる事ができる。
 - 7 4種：監督が、必要と認めた3年生以下の児童が4年生以上のチームに常時帯同する場合があっても、会費は学年ごとに定めたものとする。

【自己負担経費】

- 第14条 下記の経費については自己負担とし、必要に応じて会費以外に別途徴収する。
- ・日本サッカー協会個人登録費
 - ・スポーツ安全保険
 - ・合宿参加費
 - ・交流活動参加費
 - ・ユニフォーム代
 - ・スポーツ少年団登録費
 - ・日本サッカー協会フットサル個人登録料
 - ・南那須連盟個人登録料

【活動日】

- 第15条 1種：
4種：4・5・6年生は週3回。1・2・3年生は週2回と程度とする

【けが・事故への補償】

第16条 練習中または試合中のけが・事故については、スポーツ安全保険内の補償とし、クラブとしての責任を負わないものとする。また、練習に参加するための行き帰りの事故も安全保険以内とする。

【クラブ員輸送】

第17条 試合等へのクラブ員の輸送は、原則として保護者責任のもと現地集合かまたは営業車（レンタカーを含む）を使用する。

- 2 保護者の車にクラブ員が乗り合わせる場合は同乗者保険に加入している車とし、万が一事故ある場合はその保険内の補償とし、運転手とクラブは責任を負わないものとする。

【慶弔費】

第18条 本クラブの役員・指導者・審判員・等の本人又は一親等親族に不幸が有った場合、供物（生花）香料を献じる事ができる。

- 2 本クラブの役員・指導者・審判員・等の本人又は一親等親族に慶事が有った場合、祝金を贈る事ができる。
- 3 本クラブの児童・保護者に不幸が有った場合、供物（生花）香料を献じる事ができる。

【細 則】

第19条 この規約の細則は、役員会において別に定める。また規約にないものについては役員会で協議判断し、実行する。

附 則

- 1 本規約は、2015年3月14日より施行する。